

## 国内経済要録

### ◇「昭和51年度の公債の発行の特例に関する法律」

昭和51年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため本年1月23日に国会に上程された「昭和51年度の公債の発行の特例に関する法律」は10月15日に成立、翌日公布、施行された。同法の内容は次のとおり。

(1) 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定により

発行する公債のほか、昭和51年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

- (2) 上記の公債の発行は、昭和52年5月31日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和51年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)の議決を経ようとするときは、(1)の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) (1)により発行する公債については、国債整理基金特別会計法第5条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。